

福祉用具購入費（償還払）の支給申請について

※特定福祉用具販売事業者として都道府県（または指定都市、中核市）の指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象となりませんのでご注意ください。

○申請に必要な書類

- 1 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- 2 福祉用具サービス計画（写し）
- 3 領収書
（被保険者本人宛ての領収書。金額・領収日が明記されているもの。
レシートは不可。）
- 4 購入した福祉用具のパンフレット等
（製造事業者名・商品名・定価・概要などが分かるもの）
- 5 振り込み先が被保険者本人以外の場合は、委任状

○注意事項

- ・ 申請書は購入日ごとに作成してください。
- ・ すのこ（オーダー品）を購入した場合は、オーダー品の内容が分かる内訳書（使用材料の単価や手間賃等が分かるもの）と写真を添付してください。
- ・ 破損により再度支給申請する場合は、破損の状況が分かる写真を添付してください。

お問い合わせ
川口市介護保険課給付係

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・年末年始・祝日を除く）

直通電話 048-259-7296